

船舶事故調査報告書

平成23年11月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	同乗者死亡
発生日時	平成23年8月12日（金） 16時30分ごろ
発生場所	木曾川河口付近 三重県桑名市所在の揖斐川口灯台から真方位029° 2.7海里付近 （概位 北緯35° 02.3 東経136° 44.7）
事故調査の経過	平成23年8月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	モーターボート スター丸、5トン未満 243-22683三重、個人所有 6.26m (Lr) × 2.28m × 1.10m、FRP 船外機2基、103.00kW（主機）及び7.1kW（スペア）、平成3年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 63歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年4月6日 免許証交付日 平成22年6月18日 （平成28年4月5日まで有効） 同乗者 女性 48歳
死傷者等	死亡 1人（同乗者）
損傷	推進機曲損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗船させ、木曾川河口付近において、釣り場を移動するため、船長が船首で揚錨作業を、同乗者が船尾で魚かご引上げ作業を開始した直後、平成23年8月12日16時30分ごろ同乗者が落水した。</p> <p>船長は、手足をばたかせながら本船から離れつつある同乗者に気付き、救助をするため、急いで揚錨を終えて船外機を起動したが、上げられていなかった魚かごの索がプロペラに絡まったので、予備の船外機を起動しようとしたが起動しなかった。</p> <p>船長は、海に飛び込み、海中に顔を没した同乗者を抱え、同乗者の顔を上げて本船に戻ろうとしたが、本船が川下に流されて離れていったため、海中で同乗者を抱きかかえ、救命胴衣に付いているホイッスルを吹きつつ、立ち泳ぎしながら救助を待った。</p> <p>船長及び同乗者は、付近を航行中の地元漁船により救助され、病院に搬送されたが、同乗者の死亡が確認された。</p> <p>同乗者は、溺死と検案された。</p>

気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏	
その他の事項	<p>船長は飲酒していなかったが、同乗者は500ml缶ビール4本程度を飲酒していた。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していたが、同乗者は、救命胴衣の胸のファスナーを閉めていなかったため、船長が海中に飛び込み同乗者を抱きかかえた時点ではほとんど脱げており、一部が右腕にかかった状態であった。</p> <p>船長は、同乗者が落水する状況を見ていなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 なし なし 同乗者は、溺死した。 本船は、木曾川河口付近において錨泊中、船長が釣り場を移動しようとして船首で揚錨作業を始めたところ、船尾で魚かごを引き上げていた同乗者が落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。 同乗者は、飲酒していたものと考えられる。 同乗者は、救命胴衣がほとんど脱げていたことから、救命胴衣を適切に着用していなかった可能性があると考えられる。 同乗者は、救命胴衣を適切に着用していれば、溺水しなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が木曾川河口付近において錨泊中、船長が釣り場を移動しようとして船首で揚錨作業を始めたところ、船尾で魚かごを引き上げていた同乗者が落水したことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・救命胴衣を適切に着用すること。	